

**令和6年度甲府市国民健康保険保健事業等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

本市では、国民健康保険被保険者の健康増進と医療費の適正化を図ることを目的に、第3期甲府市データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）を策定し、健診・医療情報の分析とともに、糖尿病性腎症重症化予防対策や治療中断者・異常値放置者への医療機関受診勧奨といった生活習慣病重症化予防対策等を重要な課題として位置づけ、PDCAサイクルに沿った保健事業を実施する。

本業務は、レセプトデータやKDBデータに基づく医療費分析を精度の高い専門性知識から行い、より効率的・効果的な保健事業を展開し、被保険者の健康増進と医療費の増加抑制を図ることが目的である。

**2 業務概要**

(1) 業務名

令和6年度 甲府市国民健康保険保健事業等業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和6年度甲府市国民健康保険保健事業等業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限金額

26,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 参加資格要件**

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。また、暴

力団員が経営に実質的に関与している企業等でないこと。

- (7) JISQ15001 規格に基づくプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (JISQ27001) の認証を受けていること。
- (8) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

#### 4 スケジュール

内容	期日
募集開始	令和6年4月11日(木)
実施要領・仕様書に関する質問受付	令和6年4月19日(金) 正午まで
質問と回答の公表	令和6年4月25日(木)
参加申請書類提出期限	令和6年5月2日(木) 午後4時まで
企画提案書類提出期限	令和6年5月15日(水) 正午まで
プレゼンテーション審査	令和6年5月23日(木) 予定
審査結果の通知	令和6年5月30日(木) 予定

#### 5 参加申請

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和6年5月2日(木) 午後4時まで(必着)
- (2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、提出物については返却しない。

名称	様式及び留意事項等
参加表明書	(様式1) ・代表者印等を押印のこと
会社概要整理表	(様式2) ・会社概要など参考となる資料(パンフレット等)を添付すること
業務実績書	(様式3) ・過去に同種又は類似業務を行った実績がある場合は、記載すること。
誓約書	(様式4) ・様式1と同じ代表者印を押印のこと
プライバシーマーク又は ISO/IEC27001(JISQ27001)登録証の写し	(様式なし) ・A4サイズとすること
直近1年間の国税及び地方税に未納がないことの証明書	・直近3か月以内のもの(コピー可)

## 6 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次により必要書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年5月15日（水）正午まで（必着）

### (2) 提出書類等

別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成し、期限までに提出すること。

## 7 参加申請及び企画提案書等の提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※郵送の場合は、電話で書類到達の確認を必ず行うこと

（提出先）甲府市役所 福祉部 福祉支援室 健康保険課 給付係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5373（直通）

## 8 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出方法

質問書（様式8）により、電子メールで提出すること。

電子メールの件名に『「甲府市国民健康保険保健事業等業務委託」質問書』と明記し、送信後に受信確認のため、甲府市 健康保険課へ電話連絡すること。

電子メールアドレス：kokuminn@city.kofu.lg.jp

電話：055-237-5373（直通）

### (2) 受付期間

公募開始の日から令和6年4月19日（金）正午までとする。

### (3) 回答方法

令和6年4月25日（木）までに甲府市ホームページに掲載する。なお、質問のあった参加申請者名は公表しない。

### (4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に関する質問には回答しない。なお、口頭による個別対応は行わない。

## 9 選考方法

### (1) 優先交渉権者の選考

本業務の優先交渉権者の選考については、別紙「令和6年度甲府市国民健康保険保健事業等業務委託に係る優先交渉権者選考方法」に基づき実施する。

(2) 審査

参加申請者のプレゼンテーション審査については、次のとおり実施する。

ア 参加申請者の出席者

3名以内

イ 実施方法

(ア) 準備 5分程度

(イ) 提出した企画提案書に関する説明等（プレゼンテーション 30分以内）

(ウ) 質疑応答（概ね 10分）※回答は簡潔に行うこと

(エ) プレゼンテーションにおいて必要となる機器等は、参加申請者により準備することとなるが、次の機器は本市において準備するため、必要な場合は使用可能である。

○本市において準備する機器

プロジェクター、プロジェクター用ケーブル（HDMI / 5m）

(オ) プレゼンテーションは、本市へ提出した書類（企画提案書等）を用いて行うこと。

(3) 審査結果

審査を受けた各参加申請者に対し、文書にて審査結果を通知する。

また、審査結果（評価点並びに第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。

(4) その他

ア 参加者の提案内容及び審査資料等、本プロポーザルの審査に関する事項は非公開とする。

イ 審査結果に対する異議申し立てや疑義の照会は受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

第1優先交渉権者は、仕様等に関する協議を市で行った上、市の決定により受託者となる。ただし、第1優先交渉権者と協議が整わない場合、市は第2優先交渉権者と協議を行うこととする。

また、参加申請者が1者の場合であっても審査を実施し、優先交渉権者を選考するものとする。

## 10 参加申請者の失格

(1) 本要領「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

- (4) 参加申請者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 提案上限額を超える価格を提案した場合

#### 11 参加申請等に要する経費

参加申請及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申請者の負担とする。

#### 12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本市がプロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、本市に請求できないものとする。

#### 13 辞退

参加申請後に辞退する場合には、参加辞退届（様式9）を提出すること。

#### 14 その他

- (1) 市は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。
- (2) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (3) 市は、提出された関係書類等は返却しない。

#### 15 連絡先・書類提出先

甲府市役所 福祉部 福祉支援室 健康保険課 給付係  
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話：055-237-5373（直通）  
電子メールアドレス：kokuminn@city.kofu.lg.jp